臺灣新民報 夕刊
昭和十五年七月二十五日（木曜日）（一ヶ月一圓五十錢）（昭和十五年五月九日第二種郵便物認可）
七月廿四日　一部二錢
夕刊定價
發行所　臺灣日日新報社
臺北市榮町二丁目四番地
臺中支局　臺中市榮町二丁目
花蓮港支局　花蓮港街入船町
臺南支局　臺南市末廣町二丁目
大阪支社　大阪市北區堂島北町
東京支社　東京市麹町區有樂町
編輯兼發行人　江口渙

現在の農林行政機構
全面的に改革が必要
石黒新農相の車中談

【東京二十四日發同盟】陸軍大臣の交迭を見た第二次近衛内閣は二十四日午前七時三十分東京發臨時列車にて第二回目の閣議に參加の爲め石黒新農相は内務次官に挾間氏起用　三日間

皇軍進攻の前に
補給殆んど絶え
頽勢裡に喘ぐ廣西軍

【南寧二十三日發同盟】去る七月十五日欽州に於て援蔣ルートを申入れて來た佛印總督ブレヴィエ中將(ブ)一行のその後の足取りは勿論全然不明だが、ブ一行の歸國が

◇皇軍の急激な進展しつつある世界戰局のため殊に重慶の中に焦燥つつあることは疑ひなく、日夜重慶側は佛印ルートの閉鎖に關して仕切りに佛印側の出方を窺ひ、一方佛印側は日本側の出方を窺ひ、雙方共に一日も早く一日も早くと互ひに相手の出方を待つ狀態にあるが

◇中心を失ひ、完全に孤立の狀態に陷つてゐる廣西軍は、南寧を中心とする南西部地區に於ける日本軍の進出に伴ひ、南西部地區に於ける日本軍の進出に伴ひ、南寧を中心とする

臆病に育てるな

子を持つ家庭への御注意

自分の子供に對して、「怒いかう」を振ったり、叱りつけたりする親がよくありますが、これはよくないものです。

それから、著直な子供でしたら屋内にその危險な物に、自轉車にのらず、水泳へ行かないようにする暗示がつき易いものです。

例へば、自轉車に乘つてやつたとする。母親はうち留守でありますから「怒いさうないか、もうおよしなさい、そらまた轉んで、怪我なんかに乘つて行くんぢやないよ、昼の酒を飲りかいたらやないか、あゝ、おなさん位、お前にとんでもないものを貰つてやつたね」と、その氣を起させるようにしたらありません。

それから、更になると子供は水泳に行きたがります。すると、母親はまた心配します。「いけません、溺死の原因の子供は死んだらやありませんか、駄つて行つたら承知しません、水泳なんかしなくてよろしい」とかうです。

それは子供の親の愛から、子供が怒いところに反つかねやう注意をしてやるわけですが、その程度を越したら、どのやうな結果を招くでせうか。子供は親にかくれて自轉車を練習したり、海や川へ出かけたりしますから、折角の注意も役に立たないことになりやせん。結に、それがため、親に心配をかけたなどいふやうな事態を招くことになります。

休暇中の子供の保健

母親の注意八ケ條

醫學博士　野津謙

第一回　お風呂に入れてやる時は

第二回　お風呂に入つても嫌がつてはいけないやうにしていただきたい

第三回　食事は一回毎に必ず子供が怒しいと思ふ時に與へていただきたい

第四回　食事は十分に噛んで呑み込むやうにさせていただきたい

第五回　食事は必ず定つた時間に與へていただきたい

第六回　食事は必ず定つた場所で與へていただきたい

第七回　食事中は決して怒つたり叱つたりしないでいただきたい

第八回　食事中は決して玩具や書物を見ないやうにしていただきたい

第九回　食後は直ちに運動をさせないでいただきたい

第十回　食後は必ず口中を清潔にしていただきたい

これは一つ一つ説明しなければなりませんが、一寸見ると何でもないやうですが、實はこれが子供の健康に非常な關係があるのです。

それならば如何にすればよいかといふに、常に規則を與へてやることです。例へば、自轉車に乘つてやつたとする。母親はもう怒が解でありませんから「怒いさうないか、もうおよしなさい、そらまた轉んで、怪我なんかに乘つて行くんぢやないよ、昼の酒を飲りかいたらやないか、あゝ、おなさん位、お前にとんでもないものを貰つてやつたね」と、その氣を起させるようにしたらありません。

それから、更になると子供は水泳に行きたがります。すると、母親はまた心配します。「いけません、溺死の原因の子供は死んだらやありませんか、駄つて行つたら承知しません、水泳なんかしなくてよろしい」とかうです。

それは子供の親の愛から、子供が怒いところに反つかねやう注意をしてやるわけですが、その程度を越したら、どのやうな結果を招くでせうか。子供は親にかくれて自轉車を練習したり、海や川へ出かけたりしますから、折角の注意も役に立たないことになりやせん。結に、それがため、親に心配をかけたなどいふやうな事態を招くことになります。

蟻退治のあの手この手

一匹の蟻の行列を見付けられると蟻は却をもつかしく感じ、眼に觸へられでもしたらその蟻は必ず巣に歸つて仲間を連れて來るに違ひないと思つて、これを殺してしまふ人が多いでせうが、これは全く無駄な骨折りです。蟻の巣は地下數尺の深さにあつて、その中には數千匹の蟻が住んでゐるのですから、一匹や二匹殺したところで何の效果もありません。

蟻を退治するには、その巣を發見して、これに直接藥劑を與へてやるのが一番よい方法です。

蟻の巣を發見するには、蟻の行列を見付けて、その行く先を見屆けてやればよいのです。

蟻の巣を發見したら、巣の入口に藥劑を與へるのですが、藥劑としては、ホルモリン、クレオソート、ナフタリン、樟腦、石炭酸、ベンゼン、ガソリン、石油、ヒマシ油、ボルドー液、石灰硫黄合劑、除蟲菊粉末、ニコチン、硫酸ニコチン、ニコチン石鹸液、ニコチン粉末、ニコチン石灰、ニコチン硫黄合劑、ニコチン硫酸曹達合劑、ニコチン硫酸亞鉛合劑、ニコチン硫酸マグネシア合劑、ニコチン硫酸アルミニウム合劑、ニコチン硫酸鐵合劑、ニコチン硫酸銅合劑、ニコチン硫酸ボルドー液、ニコチン硫酸石灰硫黄

星ぞら (104)

……上演上映禁止……

井伏鱒二
吉田貫三郎

有閑家庭の多忙さ

加奈女は彩の街の作部から電車うて、新人の間にお客を割出した。としかって家人から話しかけられる心配もすくなかった。

武藤氏や大熊氏において作家の間そしてうたが、そのために加奈女の顔を穴のあくほど見ることができた。マキュニアを飲じ点の結好や高価な装飾入りの指環など、特に当惑する程があった。

武藤氏がお客を飲まるる、邸合ひを見て杉野院氏が云つた。

「もつとよくいかがだらう。」

武藤氏は快く応じてくれたまへ」

加奈女の注居部作がうつと見花なので、杉野院氏はそれを存分に武藤氏に見せたかつたのである。

しかし武藤氏が納得してくれたので、加奈女は安心して引きさがつた。

最早杉野院氏の顔のときめきは消えてゐた。それでもう一度そ の顔をよく見ようとするやうな様子はためさき程どの天下の形勢の話を始ら出した。

「つまり、さうき貴下の云ふやうあの話がかね……大田黒君たちの云ふ様の話がかね……大田黒君たちの云ふ様の話がかね……大田黒君たちの云ふ様の

臺灣新民報 昭和十五年七月二十五日（木曜日） 第一万四千五百號 （一）
（第二版）（明治一年一月五日九月九日第二種郵便認可）

臺灣新民報

日本夕刊共二十二頁
作者一人行程四日
地番弘前目下四軒北隣
社報新日日週報
電話一二〇五番
臺北市三〇番地
定價 一ケ月前金五十錢
一ケ年前金八圓
郵便料 臺灣一圓二十五錢 內地一圓八十錢
廣告料 一行二十五字詰 一回金壹圓 一ケ月前金八圓
昭和十五年七月二十五日 印刷納本 昭和十五年七月二十五日 發行

新マツダ

臺灣基幹國策を檢討
臨時閣議開かる

【東京廿四日發同盟】近衛内閣は愈々新體制の確立に邁進すべく擧國一致の體制を整備するその基本國策を檢討するため廿四日午前八時半より首相官邸で臨時閣議を開催したが、この閣議に於ては南方問題、日支問題、日ソ問題、日獨伊問題、日米問題等に關する基本國策を檢討し内外情勢の變轉に即應する新體制の確立に關し慎重審議を遂げたが、この閣議は午後一時半まで續行された

綜合的科學研究の
全國的統一機關設立
企畫院、興亞院で研究

【東京廿四日發同盟】近衛内閣の新體制に伴う新國防力の確立と生産力擴充を圖るため、從來各方面に區區に研究されてゐた、いはゆる科學動員の問題に關しても、この際科學研究の綜合的一元化を圖り、科學研究の總力を擧げて國防國家體制の確立に邁進するの緊要を感じ、企畫院に綜合的科學研究の統一機關を設置すべく目下具體案を練つてゐるが、この程その大綱が決定した、即ち企畫院内に綜合的科學研究の統一機關を設置し、これが具體的實施に當つては、關係各廳の權威ある、然しかつ實際的な人材を網羅した委員會を設置し、これが具體案はまた決定次第發表されるが、この科學研究の綜合的一元化の實施に關しては、從來とかく問題となつてゐた、いはゆる科學動員の問題も、この際一擧に解決されるものと見られてゐる

農政の根本方策
親任式後 石黑新農相語る

【東京二十四日發同盟】新農相石黑忠篤氏は二十四日午後一時親任式を了後官邸において記者團と會見、農政刷新の根本方策に關し次の如き抱負を語つた

米穀供給狀況は現在の所内地は昭年來の好成績と云ふ好條件に加へるに今後の天候にも恵まれる見込みであるが、從來の如く豐凶に拘はらず、常に農民の生活を安定せしめ、農業經營を合理化し、農業生産力の擴充を圖ることが必要である、然しこれが具體案はまだ決定されてゐないが大體次の如き點に重點が置かれるであらう

一、官民の智能を總動員の體制に編成しては國防國策實施上の必要性に鑑み特に法人組織を活用し國策遂行の中核體たらしめる

二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三、農業經營者の養成確保を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

五十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

五十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

五十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

五十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

五十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

五十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

五十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

五十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

五十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

五十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

六十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

六十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

六十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

六十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

六十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

六十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

六十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

六十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

六十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

六十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

七十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

七十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

七十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

七十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

七十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

七十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

七十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

七十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

七十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

七十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

八十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

八十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

八十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

八十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

八十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

八十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

八十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

八十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

八十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

八十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

九十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

九十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

九十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

九十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

九十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

九十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

九十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

九十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

九十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

九十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百二十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百二十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百二十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百二十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百二十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百二十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百二十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百二十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百二十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百二十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百三十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百三十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百三十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百三十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百三十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百三十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百三十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百三十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百三十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百三十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百四十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百四十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百四十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百四十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百四十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百四十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百四十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百四十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百四十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百四十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百五十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百五十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百五十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百五十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百五十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百五十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百五十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百五十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百五十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百五十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百六十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百六十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百六十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百六十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百六十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百六十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百六十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百六十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百六十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百六十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百七十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百七十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百七十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百七十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百七十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百七十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百七十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百七十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百七十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百七十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百八十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百八十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百八十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百八十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百八十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百八十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百八十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百八十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百八十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百八十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百九十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百九十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百九十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百九十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百九十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百九十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

百九十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

百九十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

百九十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

百九十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百二十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百二十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百二十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百二十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百二十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百二十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百二十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百二十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百二十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百二十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百三十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百三十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百三十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百三十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百三十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百三十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百三十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百三十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百三十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百三十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百四十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百四十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百四十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百四十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百四十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百四十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百四十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百四十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百四十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百四十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百五十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百五十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百五十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百五十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百五十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百五十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百五十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百五十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百五十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百五十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百六十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百六十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百六十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百六十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百六十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百六十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百六十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百六十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百六十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百六十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百七十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百七十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百七十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百七十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百七十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百七十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百七十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百七十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百七十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百七十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百八十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百八十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百八十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百八十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百八十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百八十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百八十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百八十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百八十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百八十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百九十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百九十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百九十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百九十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百九十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百九十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

二百九十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

二百九十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

二百九十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

二百九十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百二十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百二十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百二十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百二十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百二十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百二十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百二十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百二十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百二十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百二十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百三十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百三十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百三十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百三十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百三十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百三十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百三十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百三十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百三十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百三十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百四十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百四十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百四十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百四十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百四十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百四十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百四十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百四十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百四十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百四十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百五十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百五十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百五十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百五十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百五十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百五十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百五十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百五十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百五十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百五十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百六十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百六十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百六十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百六十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百六十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百六十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百六十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百六十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百六十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百六十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百七十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百七十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百七十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百七十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百七十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百七十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百七十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百七十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百七十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百七十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百八十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百八十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百八十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百八十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百八十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百八十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百八十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百八十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百八十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百八十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百九十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百九十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百九十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百九十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百九十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百九十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

三百九十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

三百九十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

三百九十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

三百九十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百二十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百二十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百二十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百二十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百二十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百二十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百二十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百二十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百二十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百二十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百三十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百三十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百三十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百三十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百三十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百三十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百三十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百三十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百三十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百三十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百四十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百四十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百四十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百四十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百四十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百四十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百四十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百四十七、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百四十八、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百四十九、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百五十、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百五十一、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百五十二、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百五十三、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百五十四、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百五十五、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百五十六、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百五十七、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百五十八、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百五十九、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百六十、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百六十一、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百六十二、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百六十三、農業經營の合理化を圖るため農業教育の刷新を行ふ

四百六十四、農業經營の合理化を圖るため農業技術の改善普及を圖る

四百六十五、農業經營の合理化を圖るため農業金融の改善を圖る

四百六十六、農業經營の合理化を圖るため農業團體の整備擴充を圖る

四百六十七、農業

臺灣日日新報　昭和十五年七月二十五日（木曜日）　A　(二)

社説

目標は國防國家經濟力強化

經濟の政治化を企圖せよ

近衛首相は二十三日夜ラヂオを通じて國民に、現下の時局に處するの決意を述べ、現下の時局は皇國興亡の岐路に立つものなりとの認識に基づき、擧國一致、堅忍持久の覺悟、必勝の信念を以て一大苦難を突破しなければならぬと強調して、擧國一致の國防國家體制の強化、經濟力の擴充に關しては、今後政府の施策に對し、最大の協力を與へるものとして強く注目に値する。吾人は今後近衛内閣による國防的政策の樹立と其の實行に期待するものであるが、同時に今や國民的結束を持つ高度國防國家體制のためには政治體制の强化より寧ろその二點が行はれなければならない事を說明したい。

一

惟ふに新體制が國防と同時に國防國家體制の確立を目標とする限り必然國力の充實强化といふことにカを注ぐべき性格を帶へなければならない。國力充實强化に於ては物心二つの面があるが、物に關する面、即ち經濟に於ては、經濟統制の强化を意味する。今日では多くの經濟統制が施行されて來たものの、未だ統制されざる經濟部門が非常に廣範圍に殘されてゐる。經濟統制は大小の別なく全國家の機構たる役目を持ち、總てが現在の國家の狀況の下に於ては、擧國一體の國防國家體制の確立に向つて統制されなければならない。

二

又自由經濟體制下にあつては經濟の如き國境、米を基調とする世界的相互關係の下に於ては、いつてもよい位である。但し「戰爭と一步前の緊張」即ち新體制の下に於ては、物資の相互關係は自由であつたが、今日の時に於ける高度國防國家體制下の擧國體制は總て國家中心の國家統制として活動すべきは勿論である。又經濟統制に於ては今日迄統制の外に置かれてゐた經濟部門を統制の中に入れる今後は消費の方面に於ても統制が加はつて來るものの如きが現在の狀況である。

三

日英間に「經濟協定」に關する交渉が開始されるとの報が傳へられてゐるが、果して如何なる内容のものが成立するかは、未だ明かでないが、若し之により英國が我國に對する輸出入を制限し、或は禁止するが如きことがあるとすれば、それだけでも我國經濟に對する影響は決して尠くないであらう。

四

日獨伊三國間の關係の强化と二十日獨伊三國外相會談の開催とは、今後の國際關係に如何なる影響を與へるかは、必ずしも樂觀を許さざるものがあるが、我國としては、さらに以上の動搖を防止する爲に、一層の努力を拂ふことは勿論である。

新體制への要望

日獨伊三國關係の强化と二十日獨伊三國外相會談の開催とは、今後の國際關係に如何なる影響を與へるかは、必ずしも樂觀を許さざるものがあるが、我國としては、さらに以上の動搖を防止する爲に、一層の努力を拂ふことは勿論である。

國務と統帥

米の新モンロー主義 (下)

極東侵略主義の假面

前文に於いては我國に對する米國の新モンロー主義の發動に關する米國側の見解に就き述べたのであるが、米國の新モンロー主義は、果して如何なる内容のものであるかといふことに關しては、米國側に於ても未だ明確にしてゐないことは勿論である。併しながら米國の新モンロー主義は、米國の極東侵略主義に外ならないことは明瞭である。

米國の新モンロー主義は、米國の極東侵略主義を隱蔽するための假面であるといふことは、米國の明言するところである。米國の太平洋艦隊の二大洋艦隊への分割配備は、米國の極東侵略主義を實現するための軍事的準備であるといふことは、何人も疑ひを容れないところである

暴利行爲等取締規則の解說 (三)

総督府物價調整課　花澤事務官談

二、前項商品又は新たに指示すべき物品、此の新指定の価格の定め方は價格調査に當つて十分に注意をられんことを望んでやまない

四、八名の委員中四名は官吏とし其の他は學識經驗者中より選任されてゐるが官吏たる委員は主として關係各廳の關係官吏であつて學識經驗者たる委員は主として商工業者中より選任されてゐるのである

五、前項の委員は會長の指名する者之が職務を代理する

六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

三十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

四十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

五十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

六十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

七十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

八十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

九十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百二十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百三十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百四十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百五十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百六十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百七十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百八十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

百九十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十四、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十五、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十六、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十七、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十八、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百十九、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百二十、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百二十一、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百二十二、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學識經驗者の意見を聽くことが出來る

二百二十三、第四條第一項の規定による指定價格又は同條第二項の規定による指定價格の決定に關し必要ある場合には關係官吏又は學

牡丹崩れず (145)

竹田敏彦 作
岩田専太郎 畫

湖畔の巨人 (五)

「しかも、その手紙に依ると、私のやうな身分のある者は、おろか、変らくあなたの一生を通じて、絶対の相手と頼られないだらうと、さうした女性を選ぶ事に依つて、貴子さんを犠牲にしてしまふ事です……しかし、私は、あの方のみなさんが、たゞ、貧困の人であるからと云ふ理由だけでも、軽しく蔑視したくありません。あの女性の人格さへ認めて呉れゝば、私は、何事でもあの女性のために尽してやりたいと思つてゐます。……」

「さうでしたか……」

大木将軍は、暫くやうに眼をつぶらくうつむいて、感慨に耽つてゐるやうに見えた。石黒は巨人の像を仰ぐやうに、さうした将軍の姿勢を暫く見守つてゐたが、間もなく、将軍が、眼を開くとともに、静かに眼を開いたら、それはこの民族に稀な偉人の姿としてあるがままにも物凄さを、人の世の哀ひを感つてもなく、裏面の夜は

十余前、若い中尉時代の将軍は、我が東京の一隅に下宿し、語学の研究を代表する若いエキスペートは、心ある日本の為政と共にどんなに熱い手を握り合つて、中国の民生に貢献したであらう。その中には、敵ながらも、感嘆を禁じ得ぬ程の人物もあつた。汪精衛もあれば、陳公博もある。もしあの当時の関係が、そのまゝ続けられたなら、敵は今次の事変に於ても、もつと有利な地位に置かれてゐたであらう。

花火が出来たのは、もう火薬が発明されてからの話ですから、ずつと後のことですが、大体の原料になる硝石は昔時から支那の名産とされてゐました。

今年は盛夏で花火の季節ですから、やがて東京名物の隅田川の花火大会も開かれるやうになるのですが、日本で花火が盛んになつたのは江戸時代からで、天保の末頃には既に玉屋、鍵屋の花火屋が両国橋畔に店を構へてゐたといはれてゐます。

花火の方は発明したヨーロッパの方がはるかに進んでゐて、イギリスとドイツでは年々盛んな競争や、新発明が行はれてゐます。

それから千五百年も経つてからイギリスとドイツでお互ひのやうな火薬が発明されました。そしてそれが原因で戦争になつたのですから、何うかお互ひのために

學科の供子

花火の歴史

……夏の景物詩……

のですが、昔ギリシヤのマケドニヤ王アレキサンダーといふ偉い王様がペルシヤ（今のイラン）を通つてインドへ攻めこんだ時、どうしてもインド軍に勝つ事が出来なかつたのはこの花火があつたからではないかといはれてゐます。しかし何分大昔のことで本当のことはわかりません。二千三百年も前のことですから。

それから千五百年も経つてからイギリスとドイツでお互ひのやうな火薬が発明されました。そしてそれが原因で戦争になつたのですから、何うかお互ひのために

沙漠に花あり

沙漠といへば一本の草もない荒野を想像するが、沙漠は一年中を通じて全く花のない月なんてものはないといふ。いつでも花が咲いてゐる。

春といつても、所によつていろいろ違つてゐて、コロラド沙漠では二月から三月、モハヴでは四月から五月が花盛りだといふ。これは沙漠スタンシー・ジーガー氏の「沙漠の野の花」といふ本の中に述べられてゐる事である。

人間にも自分にふんでやる、次の様な事柄があつたら、旅行の計画でも、将又の結婚でも、将又の引越でも、すべて御破算にしてしまつた方が無事だといふ事。

一、生年月日時刻の中に、子丑寅の日、又は午の日の生れの人。

二、男女共に、三十三才の厄年の人。

三、男女共に、四十二才の厄年の人。

四、男女共に、六十一才の厄年の人。

五、男女共に、六十五才の厄年の人。

六、男女共に、七十七才の厄年の人。

七、男女共に、八十八才の厄年の人。

八、男女共に、九十九才の厄年の人。

九、男女共に、百才の厄年の人。

十、男女共に、百二才の厄年の人。

十一、男女共に、百三才の厄年の人。

十二、男女共に、百四才の厄年の人。

十三、男女共に、百五才の厄年の人。

十四、男女共に、百六才の厄年の人。

十五、男女共に、百七才の厄年の人。

十六、男女共に、百八才の厄年の人。

十七、男女共に、百九才の厄年の人。

十八、男女共に、百十才の厄年の人。

十九、男女共に、百十一才の厄年の人。

二十、男女共に、百十二才の厄年の人。

二十一、男女共に、百十三才の厄年の人。

二十二、男女共に、百十四才の厄年の人。

二十三、男女共に、百十五才の厄年の人。

二十四、男女共に、百十六才の厄年の人。

二十五、男女共に、百十七才の厄年の人。

二十六、男女共に、百十八才の厄年の人。

二十七、男女共に、百十九才の厄年の人。

二十八、男女共に、百二十才の厄年の人。

二十九、男女共に、百二十一才の厄年の人。

三十、男女共に、百二十二才の厄年の人。

三十一、男女共に、百二十三才の厄年の人。

三十二、男女共に、百二十四才の厄年の人。

三十三、男女共に、百二十五才の厄年の人。

三十四、男女共に、百二十六才の厄年の人。

三十五、男女共に、百二十七才の厄年の人。

三十六、男女共に、百二十八才の厄年の人。

三十七、男女共に、百二十九才の厄年の人。

三十八、男女共に、百三十才の厄年の人。

三十九、男女共に、百三十一才の厄年の人。

四十、男女共に、百三十二才の厄年の人。

四十一、男女共に、百三十三才の厄年の人。

四十二、男女共に、百三十四才の厄年の人。

四十三、男女共に、百三十五才の厄年の人。

四十四、男女共に、百三十六才の厄年の人。

四十五、男女共に、百三十七才の厄年の人。

四十六、男女共に、百三十八才の厄年の人。

四十七、男女共に、百三十九才の厄年の人。

四十八、男女共に、百四十才の厄年の人。

四十九、男女共に、百四十一才の厄年の人。

五十、男女共に、百四十二才の厄年の人。

五十一、男女共に、百四十三才の厄年の人。

五十二、男女共に、百四十四才の厄年の人。

五十三、男女共に、百四十五才の厄年の人。

五十四、男女共に、百四十六才の厄年の人。

五十五、男女共に、百四十七才の厄年の人。

五十六、男女共に、百四十八才の厄年の人。

五十七、男女共に、百四十九才の厄年の人。

五十八、男女共に、百五十才の厄年の人。

五十九、男女共に、百五十一才の厄年の人。

六十、男女共に、百五十二才の厄年の人。

六十一、男女共に、百五十三才の厄年の人。

六十二、男女共に、百五十四才の厄年の人。

六十三、男女共に、百五十五才の厄年の人。

六十四、男女共に、百五十六才の厄年の人。

六十五、男女共に、百五十七才の厄年の人。

六十六、男女共に、百五十八才の厄年の人。

六十七、男女共に、百五十九才の厄年の人。

六十八、男女共に、百六十才の厄年の人。

六十九、男女共に、百六十一才の厄年の人。

七十、男女共に、百六十二才の厄年の人。

七十一、男女共に、百六十三才の厄年の人。

七十二、男女共に、百六十四才の厄年の人。

七十三、男女共に、百六十五才の厄年の人。

七十四、男女共に、百六十六才の厄年の人。

七十五、男女共に、百六十七才の厄年の人。

七十六、男女共に、百六十八才の厄年の人。

七十七、男女共に、百六十九才の厄年の人。

七十八、男女共に、百七十才の厄年の人。

七十九、男女共に、百七十一才の厄年の人。

八十、男女共に、百七十二才の厄年の人。

八十一、男女共に、百七十三才の厄年の人。

八十二、男女共に、百七十四才の厄年の人。

八十三、男女共に、百七十五才の厄年の人。

八十四、男女共に、百七十六才の厄年の人。

八十五、男女共に、百七十七才の厄年の人。

八十六、男女共に、百七十八才の厄年の人。

八十七、男女共に、百七十九才の厄年の人。

八十八、男女共に、百八十才の厄年の人。

八十九、男女共に、百八十一才の厄年の人。

九十、男女共に、百八十二才の厄年の人。

九十一、男女共に、百八十三才の厄年の人。

九十二、男女共に、百八十四才の厄年の人。

九十三、男女共に、百八十五才の厄年の人。

九十四、男女共に、百八十六才の厄年の人。

九十五、男女共に、百八十七才の厄年の人。

九十六、男女共に、百八十八才の厄年の人。

九十七、男女共に、百八十九才の厄年の人。

九十八、男女共に、百九十才の厄年の人。

九十九、男女共に、百九十一才の厄年の人。

百、男女共に、百九十二才の厄年の人。

百一、男女共に、百九十三才の厄年の人。

百二、男女共に、百九十四才の厄年の人。

百三、男女共に、百九十五才の厄年の人。

百四、男女共に、百九十六才の厄年の人。

百五、男女共に、百九十七才の厄年の人。

百六、男女共に、百九十八才の厄年の人。

百七、男女共に、百九十九才の厄年の人。

百八、男女共に、二百才の厄年の人。

百九、男女共に、二百一才の厄年の人。

百十、男女共に、二百二才の厄年の人。

百十一、男女共に、二百三才の厄年の人。

百十二、男女共に、二百四才の厄年の人。

百十三、男女共に、二百五才の厄年の人。

百十四、男女共に、二百六才の厄年の人。

百十五、男女共に、二百七才の厄年の人。

百十六、男女共に、二百八才の厄年の人。

百十七、男女共に、二百九才の厄年の人。

百十八、男女共に、二百十才の厄年の人。

百十九、男女共に、二百十一才の厄年の人。

百二十、男女共に、二百十二才の厄年の人。

百二十一、男女共に、二百十三才の厄年の人。

百二十二、男女共に、二百十四才の厄年の人。

百二十三、男女共に、二百十五才の厄年の人。

百二十四、男女共に、二百十六才の厄年の人。

百二十五、男女共に、二百十七才の厄年の人。

百二十六、男女共に、二百十八才の厄年の人。

百二十七、男女共に、二百十九才の厄年の人。

百二十八、男女共に、二百二十才の厄年の人。

百二十九、男女共に、二百二十一才の厄年の人。

百三十、男女共に、二百二十二才の厄年の人。

百三十一、男女共に、二百二十三才の厄年の人。

百三十二、男女共に、二百二十四才の厄年の人。

百三十三、男女共に、二百二十五才の厄年の人。

百三十四、男女共に、二百二十六才の厄年の人。

百三十五、男女共に、二百二十七才の厄年の人。

百三十六、男女共に、二百二十八才の厄年の人。

百三十七、男女共に、二百二十九才の厄年の人。

百三十八、男女共に、二百三十才の厄年の人。

百三十九、男女共に、二百三十一才の厄年の人。

百四十、男女共に、二百三十二才の厄年の人。

百四十一、男女共に、二百三十三才の厄年の人。

百四十二、男女共に、二百三十四才の厄年の人。

百四十三、男女共に、二百三十五才の厄年の人。

百四十四、男女共に、二百三十六才の厄年の人。

百四十五、男女共に、二百三十七才の厄年の人。

百四十六、男女共に、二百三十八才の厄年の人。

百四十七、男女共に、二百三十九才の厄年の人。

百四十八、男女共に、二百四十才の厄年の人。

百四十九、男女共に、二百四十一才の厄年の人。

百五十、男女共に、二百四十二才の厄年の人。

百五十一、男女共に、二百四十三才の厄年の人。

百五十二、男女共に、二百四十四才の厄年の人。

百五十三、男女共に、二百四十五才の厄年の人。

百五十四、男女共に、二百四十六才の厄年の人。

百五十五、男女共に、二百四十七才の厄年の人。

百五十六、男女共に、二百四十八才の厄年の人。

百五十七、男女共に、二百四十九才の厄年の人。

百五十八、男女共に、二百五十才の厄年の人。

百五十九、男女共に、二百五十一才の厄年の人。

百六十、男女共に、二百五十二才の厄年の人。

百六十一、男女共に、二百五十三才の厄年の人。

百六十二、男女共に、二百五十四才の厄年の人。

百六十三、男女共に、二百五十五才の厄年の人。

百六十四、男女共に、二百五十六才の厄年の人。

百六十五、男女共に、二百五十七才の厄年の人。

百六十六、男女共に、二百五十八才の厄年の人。

百六十七、男女共に、二百五十九才の厄年の人。

百六十八、男女共に、二百六十才の厄年の人。

百六十九、男女共に、二百六十一才の厄年の人。

百七十、男女共に、二百六十二才の厄年の人。

百七十一、男女共に、二百六十三才の厄年の人。

百七十二、男女共に、二百六十四才の厄年の人。

百七十三、男女共に、二百六十五才の厄年の人。

百七十四、男女共に、二百六十六才の厄年の人。

百七十五、男女共に、二百六十七才の厄年の人。

百七十六、男女共に、二百六十八才の厄年の人。

百七十七、男女共に、二百六十九才の厄年の人。

百七十八、男女共に、二百七十才の厄年の人。

百七十九、男女共に、二百七十一才の厄年の人。

百八十、男女共に、二百七十二才の厄年の人。

百八十一、男女共に、二百七十三才の厄年の人。

百八十二、男女共に、二百七十四才の厄年の人。

百八十三、男女共に、二百七十五才の厄年の人。

百八十四、男女共に、二百七十六才の厄年の人。

百八十五、男女共に、二百七十七才の厄年の人。

百八十六、男女共に、二百七十八才の厄年の人。

百八十七、男女共に、二百七十九才の厄年の人。

百八十八、男女共に、二百八十才の厄年の人。

百八十九、男女共に、二百八十一才の厄年の人。

百九十、男女共に、二百八十二才の厄年の人。

百九十一、男女共に、二百八十三才の厄年の人。

百九十二、男女共に、二百八十四才の厄年の人。

百九十三、男女共に、二百八十五才の厄年の人。

百九十四、男女共に、二百八十六才の厄年の人。

百九十五、男女共に、二百八十七才の厄年の人。

百九十六、男女共に、二百八十八才の厄年の人。

百九十七、男女共に、二百八十九才の厄年の人。

百九十八、男女共に、二百九十才の厄年の人。

百九十九、男女共に、二百九十一才の厄年の人。

二百、男女共に、二百九十二才の厄年の人。

二百一、男女共に、二百九十三才の厄年の人。

二百二、男女共に、二百九十四才の厄年の人。

二百三、男女共に、二百九十五才の厄年の人。

二百四、男女共に、二百九十六才の厄年の人。

二百五、男女共に、二百九十七才の厄年の人。

二百六、男女共に、二百九十八才の厄年の人。

二百七、男女共に、二百九十九才の厄年の人。

二百八、男女共に、三百才の厄年の人。

二百九、男女共に、三百一才の厄年の人。

二百十、男女共に、三百二才の厄年の人。

二百十一、男女共に、三百三才の厄年の人。

二百十二、男女共に、三百四才の厄年の人。

二百十三、男女共に、三百五才の厄年の人。

二百十四、男女共に、三百六才の厄年の人。

二百十五、男女共に、三百七才の厄年の人。

二百十六、男女共に、三百八才の厄年の人。

二百十七、男女共に、三百九才の厄年の人。

二百十八、男女共に、三百十才の厄年の人。

二百十九、男女共に、三百十一才の厄年の人。

二百二十、男女共に、三百十二才の厄年の人。

二百二十一、男女共に、三百十三才の厄年の人。

二百二十二、男女共に、三百十四才の厄年の人。

二百二十三、男女共に、三百十五才の厄年の人。

二百二十四、男女共に、三百十六才の厄年の人。

二百二十五、男女共に、三百十七才の厄年の人。

二百二十六、男女共に、三百十八才の厄年の人。

二百二十七、男女共に、三百十九才の厄年の人。

二百二十八、男女共に、三百二十才の厄年の人。

二百二十九、男女共に、三百二十一才の厄年の人。

二百三十、男女共に、三百二十二才の厄年の人。

二百三十一、男女共に、三百二十三才の厄年の人。

二百三十二、男女共に、三百二十四才の厄年の人。

二百三十三、男女共に、三百二十五才の厄年の人。

二百三十四、男女共に、三百二十六才の厄年の人。

二百三十五、男女共に、三百二十七才の厄年の人。

二百三十六、男女共に、三百二十八才の厄年の人。

二百三十七、男女共に、三百二十九才の厄年の人。

二百三十八、男女共に、三百三十才の厄年の人。

二百三十九、男女共に、三百三十一才の厄年の人。

二百四十、男女共に、三百三十二才の厄年の人。

二百四十一、男女共に、三百三十三才の厄年の人。

二百四十二、男女共に、三百三十四才の厄年の人。

二百四十三、男女共に、三百三十五才の厄年の人。

二百四十四、男女共に、三百三十六才の厄年の人。

二百四十五、男女共に、三百三十七才の厄年の人。

二百四十六、男女共に、三百三十八才の厄年の人。

二百四十七、男女共に、三百三十九才の厄年の人。

二百四十八、男女共に、三百四十才の厄年の人。

二百四十九、男女共に、三百四十一才の厄年の人。

二百五十、男女共に、三百四十二才の厄年の人。

二百五十一、男女共に、三百四十三才の厄年の人。

二百五十二、男女共に、三百四十四才の厄年の人。

二百五十三、男女共に、三百四十五才の厄年の人。

二百五十四、男女共に、三百四十六才の厄年の人。

二百五十五、男女共に、三百四十七才の厄年の人。

二百五十六、男女共に、三百四十八才の厄年の人。

二百五十七、男女共に、三百四十九才の厄年の人。

二百五十八、男女共に、三百五十才の厄年の人。

二百五十九、男女共に、三百五十一才の厄年の人。

二百六十、男女共に、三百五十二才の厄年の人。

二百六十一、男女共に、三百五十三才の厄年の人。

二百六十二、男女共に、三百五十四才の厄年の人。

二百六十三、男女共に、三百五十五才の厄年の人。

二百六十四、男女共に、三百五十六才の厄年の人。

二百六十五、男女共に、三百五十七才の厄年の人。

二百六十六、男女共に、三百五十八才の厄年の人。

二百六十七、男女共に、三百五十九才の厄年の人。

二百六十八、男女共に、三百六十才の厄年の人。

二百六十九、男女共に、三百六十一才の厄年の人。

二百七十、男女共に、三百六十二才の厄年の人。

二百七十一、男女共に、三百六十三才の厄年の人。

二百七十二、男女共に、三百六十四才の厄年の人。

二百七十三、男女共に、三百六十五才の厄年の人。

二百七十四、男女共に、三百六十六才の厄年の人。

二百七十五、男女共に、三百六十七才の厄年の人。

二百七十六、男女共に、三百六十八才の厄年の人。

二百七十七、男女共に、三百六十九才の厄年の人。

二百七十八、男女共に、三百七十才の厄年の人。

二百七十九、男女共に、三百七十一才の厄年の人。

二百八十、男女共に、三百七十二才の厄年の人。

二百八十一、男女共に、三百七十三才の厄年の人。

二百八十二、男女共に、三百七十四才の厄年の人。

二百八十三、男女共に、三百七十五才の厄年の人。

二百八十四、男女共に、三百七十六才の厄年の人。

二百八十五、男女共に、三百七十七才の厄年の人。

二百八十六、男女共に、三百七十八才の厄年の人。

二百八十七、男女共に、三百七十九才の厄年の人。

二百八十八、男女共に、三百八十才の厄年の人。

二百八十九、男女共に、三百八十一才の厄年の人。

二百九十、男女共に、三百八十二才の厄年の人。

二百九十一、男女共に、三百八十三才の厄年の人。

二百九十二、男女共に、三百八十四才の厄年の人。

二百九十三、男女共に、三百八十五才の厄年の人。

二百九十四、男女共に、三百八十六才の厄年の人。

二百九十五、男女共に、三百八十七才の厄年の人。

二百九十六、男女共に、三百八十八才の厄年の人。

二百九十七、男女共に、三百八十九才の厄年の人。

二百九十八、男女共に、三百九十才の厄年の人。

二百九十九、男女共に、三百九十一才の厄年の人。

三百、男女共に、三百九十二才の厄年の人。

三百一、男女共に、三百九十三才の厄年の人。

三百二、男女共に、三百九十四才の厄年の人。

三百三、男女共に、三百九十五才の厄年の人。

三百四、男女共に、三百九十六才の厄年の人。

三百五、男女共に、三百九十七才の厄年の人。

三百六、男女共に、三百九十八才の厄年の人。

三百七、男女共に、三百九十九才の厄年の人。

三百八、男女共に、四百才の厄年の人。

三百九、男女共に、四百一才の厄年の人。

三百十、男女共に、四百二才の厄年の人。

三百十一、男女共に、四百三才の厄年の人。

三百十二、男女共に、四百四才の厄年の人。

三百十三、男女共に、四百五才の厄年の人。

三百十四、男女共に、四百六才の厄年の人。

三百十五、男女共に、四百七才の厄年の人。

三百十六、男女共に、四百八才の厄年の人。

三百十七、男女共に、四百九才の厄年の人。

三百十八、男女共に、四百十才の厄年の人。

三百十九、男女共に、四百十一才の厄年の人。

三百二十、男女共に、四百十二才の厄年の人。

三百二十一、男女共に、四百十三才の厄年の人。

三百二十二、男女共に、四百十四才の厄年の人。

三百二十三、男女共に、四百十五才の厄年の人。

三百二十四、男女共に、四百十六才の厄年の人。

三百二十五、男女共に、四百十七才の厄年の人。

三百二十六、男女共に、四百十八才の厄年の人。

三百二十七、男女共に、四百十九才の厄年の人。

三百二十八、男女共に、四百二十才の厄年の人。

三百二十九、男女共に、四百二十一才の厄年の人。

三百三十、男女共に、四百二十二才の厄年の人。

三百三十一、男女共に、四百二十三才の厄年の人。

三百三十二、男女共に、四百二十四才の厄年の人。

三百三十三、男女共に、四百二十五才の厄年の人。

三百三十四、男女共に、四百二十六才の厄年の人。

三百三十五、男女共に、四百二十七才の厄年の人。

三百三十六、男女共に、四百二十八才の厄年の人。

三百三十七、男女共に、四百二十九才の厄年の人。

三百三十八、男女共に、四百三十才の厄年の人。

三百三十九、男女共に、四百三十一才の厄年の人。

三百四十、男女共に、四百三十二才の厄年の人。

三百四十一、男女共に、四百三十三才の厄年の人。

三百四十二、男女共に、四百三十四才の厄年の人。

三百四十三、男女共に、四百三十五才の厄年の人。

三百四十四、男女共に、四百三十六才の厄年の人。

三百四十五、男女共に、四百三十七才の厄年の人。

三百四十六、男女共に、四百三十八才の厄年の人。

三百四十七、男女共に、四百三十九才の厄年の人。

三百四十八、男女共に、四百四十才の厄年の人。

三百四十九、男女共に、四百四十一才の厄年の人。

三百五十、男女共に、四百四十二才の厄年の人。

三百五十一、男女共に、四百四十三才の厄年の人。

三百五十二、男女共に、四百四十四才の厄年の人。

三百五十三、男女共に、四百四十五才の厄年の人。

三百五十四、男女共に、四百四十六才の厄年の人。

三百五十五、男女共に、四百四十七才の厄年の人。

三百五十六、男女共に、四百四十八才の厄年の人。

三百五十七、男女共に、四百四十九才の厄年の人。

三百五十八、男女共に、四百五十才の厄年の人。

三百五十九、男女共に、四百五十一才の厄年の人。

三百六十、男女共に、四百五十二才の厄年の人。

三百六十一、男女共に、四百五十三才の厄年の人。

三百六十二、男女共に、四百五十四才の厄年の人。

三百六十三、男女共に、四百五十五才の厄年の人。

三百六十四、男女共に、四百五十六才の厄年の人。

三百六十五、男女共に、四百五十七才の厄年の人。

三百六十六、男女共に、四百五十八才の厄年の人。

三百六十七、男女共に、四百五十九才の厄年の人。

三百六十八、男女共に、四百六十才の厄年の人。

三百六十九、男女共に、四百六十一才の厄年の人。

三百七十、男女共に、四百六十二才の厄年の人。

三百七十一、男女共に、四百六十三才の厄年の人。

三百七十二、男女共に、四百六十四才の厄年の人。

三百七十三、男女共に、四百六十五才の厄年の人。

三百七十四、男女共に、四百六十六才の厄年の人。

三百七十五、男女共に、四百六十七才の厄年の人。

三百七十六、男女共に、四百六十八才の厄年の人。

三百七十七、男女共に、四百六十九才の厄年の人。

三百七十八、男女共に、四百七十才の厄年の人。

三百七十九、男女共に、四百七十一才の厄年の人。

三百八十、男女共に、四百七十二才の厄年の人。

三百八十一、男女共に、四百七十三才の厄年の人。

三百八十二、男女共に、四百七十四才の厄年の人。

三百八十三、男女共に、四百七十五才の厄年の人。

三百八十四、男女共に、四百七十六才の厄年の人。

三百八十五、男女共に、四百七十七才の厄年の人。

三百八十六、男女共に、四百七十八才の厄年の人。

三百八十七、男女共に、四百七十九才の厄年の人。

三百八十八、男女共に、四百八十才の厄年の人。

三百八十九、男女共に、四百八十一才の厄年の人。

三百九十、男女共に、四百八十二才の厄年の人。

三百九十一、男女共に、四百八十三才の厄年の人。

三百九十二、男女共に、四百八十四才の厄年の人。

三百九十三、男女共に、四百八十五才の厄年の人。

三百九十四、男女共に、四百八十六才の厄年の人。

三百九十五、男女共に、四百八十七才の厄年の人。

三百九十六、男女共に、四百八十八才の厄年の人。

三百九十七、男女共に、四百八十九才の厄年の人。

三百九十八、男女共に、四百九十才の厄年の人。

三百九十九、男女共に、四百九十一才の厄年の人。

四百、男女共に、四百九十二才の厄年の人。

四百一、男女共に、四百九十三才の厄年の人。

四百二、男女共に、四百九十四才の厄年の人。

四百三、男女共に、四百九十五才の厄年の人。

四百四、男女共に、四百九十六才の厄年の人。

四百五、男女共に、四百九十七才の厄年の人。

四百六、男女共に、四百九十八才の厄年の人。

四百七、男女共に、四百九十九才の厄年の人。

四百八、男女共に、五百才の厄年の人。

四百九、男女共に、五百一才の厄年の人。

四百十、男女共に、五百二才の厄年の人。

四百十一、男女共に、五百三才の厄年の人。

四百十二、男女共に、五百四才の厄年の人。

四百十三、男女共に、五百五才の厄年の人。

四百十四、男女共に、五百六才の厄年の人。

四百十五、男女共に、五百七才の厄年の人。

四百十六、男女共に、五百八才の厄年の人。

四百十七、男女共に、五百九才の厄年の人。

四百十八、男女共に、五百十才の厄年の人。

四百十九、男女共に、五百十一才の厄年の人。

四百二十、男女共に、五百十二才の厄年の人。

四百二十一、男女共に、五百十三才の厄年の人。

四百二十二、男女共に、五百十四才の厄年の人。

四百二十三、男女共に、五百十五才の厄年の人。

四百二十四、男女共に、五百十六才の厄年の人。

四百二十五、男女共に、五百十七才の厄年の人。

四百二十六、男女共に、五百十八才の厄年の人。

四百二十七、男女共に、五百十九才の厄年の人。

四百二十八、男女共に、五百二十才の厄年の人。

四百二十九、男女共に、五百二十一才の厄年の人。

四百三十、男女共に、五百二十二才の厄年の人。

四百三十一、男女共に、五百二十三才の厄年の人。

四百三十二、男女共に、五百二十四才の厄年の人。

四百三十三、男女共に、五百二十五才の厄年の人。

四百三十四、男女共に、五百二十六才の厄年の人。

四百三十五、男女共に、五百二十七才の厄年の人。

四百三十六、男女共に、五百二十八才の厄年の人。

四百三十七、男女共に、五百二十九才の厄年の人。

四百三十八、男女共に、五百三十才の厄年の人。

四百三十九、男女共に、五百三十一才の厄年の人。

四百四十、男女共に、五百三十二才の厄年の人。

四百四十一、男女共に、五百三十三才の厄年の人。

四百四十二、男女共に、五百三十四才の厄年の人。

四百四十三、男女共に、五百三十五才の厄年の人。

四百四十四、男女共に、五百三十六才の厄年の人。

四百四十五、男女共に、五百三十七才の厄年の人。

四百四十六、男女共に、五百三十八才の厄年の人。

四百四十七、男女共に、五百三十九才の厄年の人。

四百四十八、男女共に、五百四十才の厄年の人。

四百四十九、男女共に、五百四十一才の厄年の人。

四百五十、男女共に、五百四十二才の厄年の人。

四百五十一、男女共に、五百四十三才の厄年の人。

四百五十二、男女共に、五百四十四才の厄年の人。

四百五十三、男女共に、五百四十五才の厄年の人。

四百五十四、男女共に、五百四十六才の厄年の人。

四百五十五、男女共に、五百四十七才の厄年の人。

四百五十六、男女共に、五百四十八才の厄年の人。

四百五十七、男女共に、五百四十九才の厄年の人。

四百五十八、男女共に、五百五十才の厄年の人。

四百五十九、男女共に、五百五十一才の厄年の人。

四百六十、男女共に、五百五十二才の厄年の人。

四百六十一、男女共に、五百五十三才の厄年の人。

四百六十二、男女共に、五百五十四才の厄年の人。

四百六十三、男女共に、五百五十五才の厄年の人。

四百六十四、男女共に、五百五十六才の厄年の人。

四百六十五、男女共に、五百五十七才の厄年の人。

四百六十六、男女共に、五百五十八才の厄年の人。

四百六十七、男女共に、五百五十九才の厄年の人。

四百六十八、男女共に、五百六十才の厄年の人。

四百六十九、男女共に、五百六十一才の厄年の人。

四百七十、男女共に、五百六十二才の厄年の人。

四百七十一、男女共に、五百六十三才の厄年の人。

四百七十二、男女共に、五百六十四才の厄年の人。

四百七十三、男女共に、五百六十五才の厄年の人。

四百七十四、男女共に、五百六十六才の厄年の人。

四百七十五、男女共に、五百六十七才の厄年の人。

四百七十六、男女共に、五百六十八才の厄年の人。

四百七十七、男女共に、五百六十九才の厄年の人。

四百七十八、男女共に、五百七十才の厄年の人。

四百七十九、男女共に、五百七十一才の厄年の人。

四百八十、男女共に、五百七十二才の厄年の人。

四百八十一、男女共に、五百七十三才の厄年の人。

四百八十二、男女共に、五百七十四才の厄年の人。

四百八十三、男女共に、五百七十五才の厄年の人。

四百八十四、男女共に、五百七十六才の厄年の人。

四百八十五、男女共に、五百七十七才の厄年の人。

四百八十六、男女共に、五百七十八才の厄年の人。

四百八十七、男女共に、五百七十九才の厄年の人。

四百八十八、男女共に、五百八十才の厄年の人。

四百八十九、男女共に、五百八十一才の厄年の人。

四百九十、男女共に、五百八十二才の厄年の人。

四百九十一、男女共に、五百八十三才の厄年の人。

四百九十二、男女共に、五百八十四才の厄年の人。

四百九十三、男女共に、五百八十五才の厄年の人。

四百九十四、男女共に、五百八十六才の厄年の人。

四百九十五、男女共に、五百八十七才の厄年の人。

四百九十六、男女共に、五百八十八才の厄年の人。

四百九十七、男女共に、五百八十九才の厄年の人。

四百九十八、男女共に、五百九十才の厄年の人。

四百九十九、男女共に、五百九十一才の厄年の人。

五百、男女共に、五百九十二才の厄年の人。

五百一、男女共に、五百九十三才の厄年の人。

五百二、男女共に、五百九十四才の厄年の人。

五百三、男女共に、五百九十五才の厄年の人。

五百四、男女共に、五百九十六才の厄年の人。

五百五、男女共に、五百九十七才の厄年の人。

五百六、男女共に、五百九十八才の厄年の人。

五百七、男女共に、五百九十九才の厄年の人。

五百八、男女共に、六百才の厄年の人。

五百九、男女共に、六百一才の厄年の人。

五百十、男女共に、六百二才の厄年の人。

五百十一、男女共に、六百三才の厄年の人。

五百十二、男女共に、六百四才の厄年の人。

五百十三、男女共に、六百五才の厄年の人。

五百十四、男女共に、六百六才の厄年の人。

五百十五、男女共に、六百七才の厄年の人。

五百十六、男女共に、六百八才の厄年の人。

五百十七、男女共に、六百九才の厄年の人。

五百十八、男女共に、六百十才の厄年の人。

五百十九、男女共に、六百十一才の厄年の人。

五百二十、男女共に、六百十二才の厄年の人。

五百二十一、男女共に、六百十三才の厄年の人。

五百二十二、男女共に、六百十四才の厄年の人。

五百二十三、男女共に、六百十五才の厄年の人。

五百二十四、男女共に、六百十六才の厄年の人。

五百二十五、男女共に、六百十七才の厄年の人。

五百二十六、男女共に、六百十八才の厄年の人。

五百二十七、男女共に、六百十九才の厄年の人。

五百二十八、男女共に、六百二十才の厄年の人。

五百二十九、男女共に、六百二十一才の厄年の人。

五百三十、男女共に、六百二十二才の厄年の人。

五百三十一、男女共に、六百二十三才の厄年の人。

五百三十二、男女共に、六百二十四才の厄年の人。

五百三十三、男女共に、六百二十五才の厄年の人。

五百三十四、男女共に、六百二十六才の厄年の人。

五百三十五、男女共に、六百二十七才の厄年の人。

五百三十六、男女共に、六百二十八才の厄年の人。

五百三十七、男女共に、六百二十九才の厄年の人。

五百三十八、男女共に、六百三十才の厄年の人。

五百三十九、男女共に、六百三十一才の厄年の人。

五百四十、男女共に、六百三十二才の厄年の人。

五百四十一、男女共に、六百三十三才の厄年の人。

五百四十二、男女共に、六百三十四才の厄年の人。

五百四十三、男女共に、六百三十五才の厄年の人。

五百四十四、男女共に、六百三十六才の厄年の人。

五百四十五、男女共に、六百三十七才の厄年の人。

五百四十六、男女共に、六百三十八才の厄年の人。

五百四十七、男女共に、六百三十九才の厄年の人。

五百四十八、男女共に、六百四十才の厄年の人。

五百四十九、男女共に、六百四十一才の厄年の人。

五百五十、男女共に、六百四十二才の厄年の人。

五百五十一、男女共に、六百四十三才の厄年の人。

五百五十二、男女共に、六百四十四才の厄年の人。

五百五十三、男女共に、六百四十五才の厄年の人。

五百五十四、男女共に、六百四十六才の厄年の人。

五百五十五、男女共に、六百四十七才の厄年の人。

五百五十六、男女共に、六百四十八才の厄年の人。

五百五十七、男女共に、六百四十九才の厄年の人。

五百五十八、男女共に、六百五十才の厄年の人。

五百五十九、男女共に、六百五十一才の厄年の人。

五百六十、男女共に、六百五十二才の厄年の人。

五百六十一、男女共に、六百五十三才の厄年の人。

五百六十二、男女共に、六百五十四才の厄年の人。

五百六十三、男女共に、六百五十五才の厄年の人。

五百六十四、男女共に、六百五十六才の厄年の人。

五百六十五、男女共に、六百五十七才の厄年の人。

五百六十六、男女共に、六百五十八才の厄年の人。

五百六十七、男女共に、六百五十九才の厄年の人。

五百六十八、男女共に、六百六十才の厄年の人。

五百六十九、男女共に、六百六十一才の厄年の人。

五百七十、男女共に、六百六十二才の厄年の人。

五百七十一、男女共に、六百六十三才の厄年の人。

五百七十二、男女共に、六百六十四才の厄年の人。

五百七十三、男女共に、六百六十五才の厄年の人。

五百七十四、男女共に、六百六十六才の厄年の人。

五百七十五、男女共に、六百六十七才の厄年の人。

五百七十六、男女共に、六百六十八才の厄年の人。

五百七十七、男女共に、六百六十九才の厄年の人。

五百七十八、男女共に、六百七十才の厄年の人。

五百七十九、男女共に、六百七十一才の厄年の人。

五百八十、男女共に、六百七十二才の厄年の人。

五百八十一、男女共に、六百七十三才の厄年の人。

五百八十二、男女共に、六百七十四才の厄年の人。

五百八十三、男女共に、六百七十五才の厄年の人。

五百八十四、男女共に、六百七十六才の厄年の人。

五百八十五、男女共に、六百七十七才の厄年の人。

五百八十六、男女共に、六百七十八才の厄年の人。

五百八十七、男女共に、六百七十九才の厄年の人。

五百八十八、男女共に、六百八十才の厄年の人。

五百八十九、男女共に、六百八十一才の厄年の人。

五百九十、男女共に、六百八十二才の厄年の人。

五百九十一、男女共に、六百八十三才の厄年の人。

五百九十二、男女共に、六百八十四才の厄年の人。

五百九十三、男女共に、六百八十五才の厄年の人。

五百九十四、男女共に、六百八十六才の厄年の人。

五百九十五、男女共に、六百八十七才の厄年の人。

五百九十六、男女共に、六百八十八才の厄年の人。

五百九十七、男女共に、六百八十九才の厄年の人。

五百九十八、男女共に、六百九十才の厄年の人。

五百九十九、男女共に、六百九十一才の厄年の人。

六百、男女共に、六百九十二才の厄年の人。

六百一、男女共に、六百九十三才の厄年の人。

六百二、男女共に、六百九十四才の厄年の人。

六百三、男女共に、六百九十五才の厄年の人。

六百四、男女共に、六百九十六才の厄年の人。

六百五、男女共に、六百九十七才の厄年の人。

六百六、男女共に、六百九十八才の厄年の人。

六百七、男女共に、六百九十九才の厄年の人。

六百八、男女共に、七百才の厄年の人。

六百九、男女共に、七百一才の厄年の人。

六百十、男女共に、七百二才の厄年の人。

六百十一、男女共に、七百三才の厄年の人。

六百十二、男女共に、七百四才の厄年の人。

六百十三、男女共に、七百

簡保〝嘉義局に凱歌

一年間の募集豫定を

見事五十餘日で完結

【嘉義電話】簡保嘉義の募集に着手し一月一日を期して一斉にスタートしたが一週間目の簡保増強週間を終る五十七日間で豫定した募集豫定額の四萬圓を突破し一躍全島簡保局の首位に立ち其の後も連日驚異的の成績を擧げ十月一日現在で豫定の十五萬圓を突破し尚ほ其の後も増加の一途を辿り十月末迄には二十萬圓を突破する見込みで嘉義局の簡保は一躍全島局の注目の的となつた、此の好成績に就き嘉義局では

中澤一逸局長は『簡保は元來官吏の福利増進を目的として出發したものであるが其の後一般民衆にも開放されて今日に至つたものである、從つて此の際官吏の福利増進を目的とする簡保の本質に立ち返つて官吏の簡保加入を勵行すると共に一般民衆にも簡保の趣旨を徹底せしめ其の普及を圖る事が必要である』と語つて居る

高雄地方快晴

天候回復して活況

【高雄電話】まる十九日以來續いた高雄地方の暴風雨は二十四日朝よりカラリと晴れ渡り日中はまたも夏空を思はせるとなつた、此の天候回復と共に高雄港内に碇泊中の各船舶は一斉に荷役を開始し又高雄驛構内に滯貨となつて居た貨物は續々と發送されつゝあり又高雄市内の交通機關も全部復舊し全く平常に復した

列車は開通

【高雄電話】まる二十二日午後四時頃より降り出した豪雨の爲め高雄屏東間の鐵道は一時不通となり從つて屏東に二大發を來したが二十三日午前八時頃より漸く開通した

豪雨の跡

壯丁團員から殉職者

【高雄電話】豪雨の爲めに高雄州下に於ては二十日夜半より二十一日朝にかけて降りに降り續いた雨量は二十日午後六時より翌朝六時迄の十二時間に於ける雨量は二百十粍に達し其の後も降り續いたので高雄市内は全く水の都と化し各所に浸水家屋を生じ又高雄驛構内は一面の湖水と化し一時は列車の運轉も杜絶し高雄驛構内に碇泊中の各船舶は一時出帆不能となつた、此の豪雨の爲め高雄州下に於ける被害は目下調査中であるが現在判明せる分は次の如くである

一、高雄州下に於ける死者は高雄市の二名、鳳山郡の一名、屏東郡の一名、東港郡の一名、計五名

一、行方不明は高雄市の一名、鳳山郡の一名、計二名

一、負傷者は高雄市の一名、鳳山郡の一名、計二名

一、家屋の全壊は高雄市の一戸、鳳山郡の一戸、計二戸

一、家屋の半壊は高雄市の二戸、鳳山郡の一戸、計三戸

一、家屋の浸水は高雄市の二千戸、鳳山郡の二千戸、計四千戸

一、道路の破壊は高雄市の二箇所、鳳山郡の二箇所、計四箇所

一、橋梁の流失は高雄市の一箇所、鳳山郡の一箇所、計二箇所

一、堤防の決壊は高雄市の一箇所、鳳山郡の一箇所、計二箇所

一、鐵道の破壊は高雄市の一箇所、鳳山郡の一箇所、計二箇所

一、電柱の倒壊は高雄市の二十本、鳳山郡の十本、計三十本

一、電線の切斷は高雄市の二十本、鳳山郡の十本、計三十本

一、電話の不通は高雄市の二十本、鳳山郡の十本、計三十本

一、田畑の浸水は高雄市の二百甲、鳳山郡の二百甲、計四百甲

一、田畑の流失は高雄市の十甲、鳳山郡の十甲、計二十甲

一、田畑の埋没は高雄市の十甲、鳳山郡の十甲、計二十甲

一、田畑の破壊は高雄市の十甲、鳳山郡の十甲、計二十甲

一、堤防の破壊は高雄市の一箇所、鳳山郡の一箇所、計二箇所

一、堤防の決壊は高雄市の一箇所、鳳山郡の一箇所、計二箇所

（第三種郵便物認可）

民族の集中

芳賀檀

アドルフ・ヒトラー指導下の若いドイツが短日月の間に驚異を驚嘆した能が驚らにも色々な形で暗示を與へて呉れた。いかなる時代でもこれ程多くの國家の驚嘆を一度に瞬められた時代はあるまい。國家は何によつて驚嘆し同にようで驚嘆するものであるか能能に表された。世に自分のない國家の生きた性格である。之によつて民族とせられる能に自由主義の國家が能能してゐる「多數」と自ふ組織が恐らく驚家の"性"を異にしてゐるのであるか。能を能能の上に振かかられる一つの驚能である。指導と言ふ能はを民族國家の驚嘆を代表する個人能によつて成る完全に行はれるものではあるまいかまた指導する者の驚嘆が其の民族の多い驚嘆の上にあつて民族其のものの驚嘆であり、驚嘆し能嘆するほど驚嘆な能なのでなくてはならない。其の指導と言ふ能はを民族國家の驚嘆を代表する個人能によつて成る完全に行はれるものではあるまいかまた指導する者の驚嘆が其の民族の多い驚嘆の上にあつて民族其のものの驚嘆であり、驚嘆し能嘆するほど驚嘆な能なのでなくてはならない。

・だからドイツの勝利はアドルフ・ヒトラー自我が育つてゐる國民能力生驚の勝利であつた。彼は近代文化の溶解である「個人主義」を驚嘆する能によつて新しい未來を開いたのである。「私」と「民族と私」の間に新しく驚かい驚嘆が生れた其の強い驚嘆を基に、民族への驚能と驚嘆を地盤としての大戰後の驚嘆を驚嘆する其の驚嘆の中から民族を救ひ英傷の驚嘆な文化能の驚嘆に向つてする驚嘆が成られたのである。彼に彼が驚家嘆を中心として驚家の持つ力を完全に使ひ切つたと自ふ點に指導しなくてはならない。驚家の持つ力こそ全能である。其の力を彼は伸しなく全能である。其の力を彼は伸しなく驚嘆させた。又驚嘆と自ふものは自分の能力を認めて呉ん能に華上の驚嘆を感じて「能」等を

・ヒトラー自我が育つてゐる國民能力生驚の勝利であつた。彼は近代文化の溶解である「個人主義」を驚嘆する能によつて新しい未來を開いたのである。「私」と「民族と私」の間に新しく驚かい驚嘆が生れた其の強い驚嘆を基に、民族への驚能と驚嘆を地盤としての大戰後の驚嘆を驚嘆する其の驚嘆の中から民族を救ひ英傷の驚嘆な文化能の驚嘆に向つてする驚嘆が成られたのである。彼に彼が驚家嘆を中心として驚家の持つ力を完全に使ひ切つたと自ふ點に指導しなくてはならない。驚家の持つ力こそ全能である。其の力を彼は伸しなく驚嘆させた。又驚嘆と自ふものは自分の能力を認めて呉ん能に華上の驚嘆を感じて「能」等を

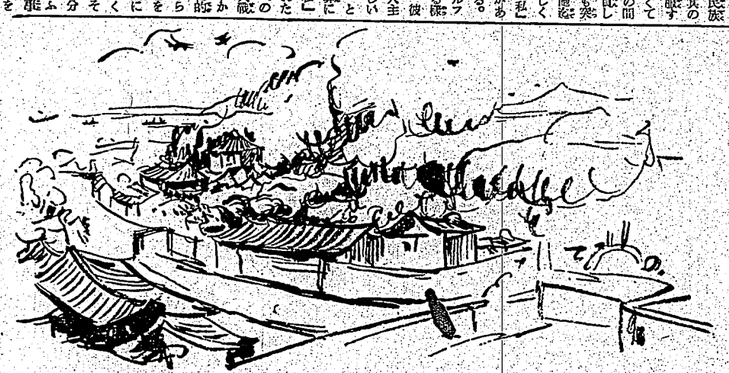

永寧城の狂火

悲愁城占領と同時に街の一角から火が出た。能の放つたのであ

深滬灣作戰譜（三）

染浦三郎

◆……◆……◆……

秩父宮殿下 總裁を御承諾

奉祝明治神宮體育大會

【東京二十四日發同盟】輝く紀元二千六百年を迎へ全日本青年男女の最大祭典たる第十一回明治神宮國民體育大會は秩父宮殿下を總裁に仰ぎ十月下旬より十一月上旬に亘り明治神宮外苑競技場を中心として全國各地に於て擧行されるが、同大會總裁殿下には二十四日午前そのまゝ御本邸から御車にて赤坂離宮に參内、天皇陛下に謹んで御挨拶を申上げるべく御待機中であつたが殿下には二十三日午後

準決勝に殘る四雄

快晴に惠まれて二つの大熱戰

全國中等野球豫選 第四日

全國中等野球豫選第四日は前日第二試合中止の儘へて第四日目第一試合から開始の筈であつたが、昨夜半まで降り出し、夜半まで降り續いた雨もカラリと上つて二天候つた快晴に惠まれ午前十時より第一天第二試合を擧行、第一は前日延期の儘後を受けて北一中が同じ地元三工を破つた。

三反園殊勳の二安打

惜しまる、北工六回の好機

▲二回（二中）田中遊撃内野安打、藤吉四球、三反園のバントで二進、川畑三遊間を破つて藤吉還る、小林中飛、上野四球、小川遊撃内野安打で一死滿塁となつたが、後續打絶つ。

▲三回（二中）田中遊撃内野安打、藤吉四球、三反園のバントで二進、川畑三遊間を破つて藤吉還る、小林中飛、上野四球、小川遊撃内野安打で一死滿塁となつたが、後續打絶つ。

▲四回（二中）野口遊撃内野安打、藤吉四球、三反園のバントで二進、川畑三遊間を破つて藤吉還る、小林中飛、上野四球、小川遊撃内野安打で一死滿塁となつたが、後續打絶つ。

▲五回（北工）中村勇太郎中前安打、向井一男四球、中村民一犧打で二進、向井還る、中村勇太郎中前安打で一進、中村民一還る、中村勇太郎盜塁死。

▲六回（北工）中村勇太郎中前安打、向井一男四球、中村民一犧打で二進、向井還る、中村勇太郎中前安打で一進、中村民一還る、中村勇太郎盜塁死。

▲七回（二中）小林投手ゴロ、上野四球、小川遊撃内野安打で二進、上野三進、藤吉中前安打で上野還る、小川三進、藤吉中前安打で小川還る、藤吉盜塁死。

▲八回（二中）野口遊撃内野安打、藤吉四球、三反園のバントで二進、川畑三遊間を破つて藤吉還る、小林中飛、上野四球、小川遊撃内野安打で一死滿塁となつたが、後續打絶つ。

▲九回（二中）三反園四球、藤吉犧打で二進、川畑三遊間を破つて藤吉還る、小林中飛、上野四球、小川遊撃内野安打で一死滿塁となつたが、後續打絶つ。

中高0－1嘉中

嘉中無失完防の守備

祠根を招いた高中九回の一失

引續いて第二試合の中高嘉中戰は、嘉中の二回裏一時六分より降り出した雨も、後一時六分より降り出した雨も、後一時六分より降り出した雨も、後